

知床五湖登録引率者審査部会（第6回）議事メモ

実施日時：平成23年5月23日（月）17:00～19:45

会場：世界遺産センターレクチャールーム

出席者：小平（知床財団）、鈴木・若月（引率者代表）、山本（ガイド協議会）、野川（環境省）、大宮（北海道）、百々・岡田（斜里町）... 8名

（1）登録引率者新規養成開始の報告と登録試験について

1）新規養成者応募状況及び事前面接結果の報告について

2）新規養成研修（ヒグマ期インターン）について

- ・事務局より5月6日締め切りの新規養成者募集に7名が応募し、すべてウトロ在住のウトロのガイド事業者所属であったこと、5月13、16日に事前面接を実施したことを報告。
- ・新規養成研修の研修C（ヒグマ活動期の地上遊歩道インターン研修）について、ガイド歴に応じて、インターン回数2回（ガイド経験多、知床五湖の引率経験多の者）又は10回（ガイド経験少、知床五湖の引率経験無の者）を課す案を事務局から提示し、意見交換を行った。
- ・あわせてインターン研修の際に使用するレポート様式に関する意見交換も行った。

[部会内での主な意見]

- ・インターン回数を設定するための基準があるとよい。今回は現登録引率者の応募要件（知床五湖ガイド回数）や平成22年度利用コントロール実験のガイド実績数にあわせ設定。
- ・今後はインターン回数が少なくても、登録引率者が養成研修者を評価できる形が必要であり、社外研修的にし、他社ガイドを評価する形が望ましい。次年度研修に向け検討する。
- ・評価のため、インターン研修生に引率の補助的役割を行わせることはできないか。
- ・補助作業を与えるのは困難であり、ツアー後、引率者から質問を与え、その回答を評価することがよい。今年度のレポート様式に反映させる。様式は複数種とする。
- ・10回インターンはハードルが高い。今年度は各ガイド事業者にて責任をもって研修をするという観点より、知床五湖引率未経験者には数多くの経験を積んでもらう方法をとる。

3）登録引率者の資格及び登録試験について

- ・事務局より、シーズン前研修を未履修者の登録引率者資格の取り扱いについて課題提起し、部会内の意見調整の結果、やむを得ない事由により研修・試験が受けられない等の場合、部会内に報告し、部会内の合意をもって対応することとした。
- ・上述課題事案においては、シーズン前研修の未履修者に対し、座学分の制度確認等を事務局において個別に行うことで、登録引率者の資格を継続することとした。実地研修分については次年度以降の地上遊歩道の運営を想定した研修を兼ねているため、今後新規養成者とともに履修することで対応することとした。
- ・予約システムの登録引率者名簿に掲載せず、スポット的な利用も可とすることを部会内で確認した。
- ・また、登録試験時に受験者が心身共に健康なことを自己申告で確認することとした。

（ 2 ）ヒグマ活動期の運用について

1) フィールドハウスにおける来訪者の声について

- ・フィールドハウスからの報告資料より、一般利用者からは、受付カウンター業務にガイド斡旋・案内業務が含まれていると思われること、料金が統一されていないことや料金が低いことへの不満などが出ていることなどが事務局を通じて報告された。

[部会内での主な意見]

- ・指定認定機関がガイド斡旋できないことは、利用者からはわかりづらい。待機ガイドを表示するなどの工夫が必要。 フィールドハウスにガイド紹介ボードを掲示する。
- ・まずは数年統一料金を組むことは、利用者からのわかりやすさの観点から必要。
- ・ホームページ上の予約システムに掲載された料金が実際の申し込みの際の料金と異なるケースがあり、修正・改善が必要。 料金表示を統一する。

2) ヒグマ活動期の安全管理（緊急連絡網）の整備について

- ・知床財団より、立入り者が怪我をした場合など、重い状況（例・骨折で動かせられない）、軽い状況（例・腹痛で途中引き返したい）を想定し、緊急対応の仕組みを整理しておく必要がある旨の課題提起がなされた。

[部会内での主な意見]

- ・フィールドハウスの指定認定機関のスタッフは、無線管理など他業務があることから、緊急対応時にスタッフが、地上遊歩道に入り支援等を行えないケースがあり、登録引率者をかかえる各ガイド事業者とフィールドハウススタッフ間の調整が必要。
- ・登録引率者が複数パーティ入っていた際に、緊急対応として 1 名の登録引率者で 2 パーティ引き連ねることが可能かとの議論有り。
- ・対案として登録引率者を当日受付待ちも兼ねて常駐しておくアイデアが示された。登録引率者代表 3 名で対応を検討し、フィールドハウススタッフと調整する方向で進めることとした。

（ 3 ）平成 2 4 年度からのヒグマ活動期の期間設定について

- ・平成 2 3 年 5 月 9 日にて地上遊歩道の一湖畔ルートが閉鎖され、平成 2 4 年度の開園から 5 月 9 日までの取り扱いを検討する必要があることを事務局から提起

[部会内での意見]

- ・運用案としては、ヒグマ活動期を前倒しし開園からとする案、植生保護期として小ループ（フィールドハウス 二湖展望地 高架木道）の利用とする案が出された。
- ・期間設定のために必要な視点として、除雪作業の有無、ぬかるみを歩くことによる園路・植生への影響、利用者人数（GWの利用集中）ヒグマの出没状況があげられた。

[事務局より]

- ・利用調整地区ヒグマ活動期を初年度は 5 月 1 0 日からとしたのは激変緩和措置であり、利用者が多いGW時期からヒグマ活動期を導入した場合、利用面での悪影響が予想されたためである。ヒグマの出没は開園時期からあるため、本来であれば開園からヒグマ活動期の設定が望ましい。
- ・融雪期に引率者無しの三～五湖ルートを利用させるのは、木道の間を踏み抜き怪我をするおそれもあり、施設管理者としては認められない。
- ・開園から 5 月 9 日を植生保護期として整理された場合、融雪時期でぬかるみが多く、園路・植生への影響を考慮し、利用者数上限が 1 日 3,000 人でよいのか再検証が必要である。